

平成23年度 大阪府学力・学習状況調査 実施要領

1. 調査の目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、大阪の児童生徒の課題の改善に向けた教育及び教育施策の成果と課題を検証し、府内全体の児童生徒の学力及び学習状況の改善を図る。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、児童生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を把握し、その改善を図る。
- (3) 各学校が、児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導の改善を図るとともに、そのような取組を通じて、学校力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (4) 児童生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力や生活に目標を持ち、また、それらの向上への意欲を高める。

2. 調査実施日

平成23年6月14日（火）

3. 調査対象

- (1) 原則として、大阪府内の市町村立小中学校及び特別支援学校並びに大阪府立支援学校の以下の学年の全児童生徒を対象とする。
小学校第6学年、特別支援学校小学部第6学年、中学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年
- (2) 特別支援学校及び小中学校の支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。
 - ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
 - イ 知的障がいに対応する教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査内容

- (1) 学力に関する調査
 - ア 教科は、小学校で国語及び算数、中学校で国語、数学及び英語とする。
 - イ 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、主として知識・技能に関する内容（A問題）と、それらを活用する力などに関する内容（B問題）とする。
 - ウ 出題形式については、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

(2) 学習状況に関する調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関するアンケート調査（以下「児童生徒アンケート調査」という。）を実施する。

(3) 学校の取組に関する調査

調査対象の児童生徒が在籍する学校を対象に、学校における教育条件の整備状況や指導方法等に関するアンケート調査（以下「学校アンケート調査」という。）を実施する。

5. 調査時間

(1) 学力に関する調査は、以下のとおりとする。

小学校

国語・算数のA問題は合わせて1単位時間

国語・算数のB問題はそれぞれ1単位時間

中学校

国語・数学のA問題はそれぞれ1単位時間

国語・数学のB問題はそれぞれ1単位時間

英語のA問題とB問題は合わせて1単位時間

(2) 児童生徒アンケート調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(3) 学校アンケート調査は、学力に関する調査及び学習状況に関する調査の実施日までに実施する。

6. 調査の実施体制

本調査の実施体制は、以下のとおりとする。

(1) 本調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、事業の一部（調査問題等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。

(2) 市町村教育委員会は、調査にあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をする。

(3) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

(4) 調査実施に関する系統図及びスケジュールについては、別途示す。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

ア 学力に関する調査の全体及び設問ごとの正答率等

イ 学習状況に関する調査及び学校の取組に関する調査の回答状況等

ウ 学習状況に関する調査及び学校の取組に関する調査それぞれと学力に関する調査との相関等

(2) 調査結果の提供

ア 大阪府教育委員会は、本調査の目的の達成に資するため、以下の調査結果を提供する。

(ア) 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体の状況及びその設置管理する学校ごとの状況に関する調査結果

(イ) 学校に対しては、当該学校全体の状況及び各児童生徒の状況に関する調査結果
イ 学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒にかかる調査結果を提供すること。

(3) 調査結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会、学校においては、本調査の目的を達成するため、調査結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組に努めることとする。

ア 大阪府教育委員会においては、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育及び教育施策の改善に向けて取り組むこと。

イ 市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、設置管理する学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の学力及び学習状況の向上を目指し、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。

エ 上記の各取組を進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(4) 調査結果の公表

ア 市町村教育委員会は、域内の住民に対し、域内における教育及び教育施策に関する説明責任を果たす観点から、域内の状況にかかる調査結果を公表する。

イ 大阪府教育委員会は、府民に対し、府内における教育及び教育施策に関する説明責任を果たす観点から、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果を公表する。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、本調査の目的を達成するため、適切に取り扱うこととする。特に、本調査の結果は、児童生徒の学力や学習状況、生活状況を表すものであることを踏まえ、調査結果の公表にあたっては、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。主たる配慮事項は、以下のとおりとする。

ア 本調査の目的及び調査結果が学力や学習状況、生活状況の特定の一部であるこ

- となどを明示すること。また、それぞれの市町村や学校の教育施策や教育の取組状況及び調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を示すこと。特に数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。
- イ 大阪府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校ごとの児童生徒の学力の結果が明らかになる公表は行わないこと。
- ウ 学校は、自校の児童生徒や保護者等に対して調査結果を説明する際は、それぞれの判断により適切な方法で行うこと。
- エ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校又は中学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の学力に関する調査結果及び当該学校又は当該児童生徒への一面的な評価を生むおそれがある調査結果で開示することにより各学校の教育活動に支障を及ぼすおそれのあるものについては、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8. 留意事項

(1) 市町村教育委員会、学校における実施・活用体制等

本調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ア 市町村教育委員会においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- イ 各学校においては、調査責任者及び調査担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 市町村教育委員会、学校においては、本調査の実施にあたって、本調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を見守る児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- エ 市町村教育委員会、学校において、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- オ 市町村教育委員会、学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- カ 市町村教育委員会、学校においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童生徒の個人名等を取得しない調査方法を用いること。

イ 市町村教育委員会、学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

本調査は、市町村教育委員会、学校の協力を得て実施するものであるが、調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会、学校の判断により、調査実施日以降に別途調査することができる。この場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことができる。

ア 学力に関する調査については、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うこと。

イ 児童生徒アンケート調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うこと。

(5) 障がいのある児童生徒への対応

障がいのある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒は、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数、数学又は英語の時間に、別室等で他の児童生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。なお、調査を行うにあたっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配布

本調査の具体的な実施方法等については、別途示す。